

下関市結核予防事業補助金交付要綱

下関市結核予防事業補助金交付要綱（平成19年4月1日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第64条の2により中核市に適用される同法第60条第1項の規定により本市が交付する補助金の交付に関し、下関市補助金等交付規則（平成25年規則第63条）に基づき必要な事項を定めるものとする。

（交付の対象）

第2条 補助金は、別表第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表第2欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）に対して、同表第3欄に規定する額を交付する。

（交付の申請）

第3条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、毎年度10月31日までに次に掲げる書類を添えた結核予防事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（1）事業計画書及び経費所要額調

（2）収支予算書（関係分のみ）

（交付の決定）

第4条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。

（交付の条件）

第5条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に条件を付することができる。

（決定の通知）

第6条 市長は、第4条の規定により補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、第4条の審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、

補助金を交付しない旨を補助金の交付申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた後に補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、書面により当該補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとする。

(補助事業の変更交付申請)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、当該年度の1月31日までに次に掲げる書類を添えた結核予防事業補助金変更交付申請書(様式第2号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該変更が、補助金所要額について当初申請額の20%の範囲内で減じようとするもの、又は市長が当該変更を軽微な変更と認めるときはこの限りでない。

(1) 事業計画書及び経費所要額調

(2) 収支予算書(関係分のみ)

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助事業の遂行の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の申請書の提出又は前項の書類の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

4 前項の場合においては、第6条の規定を準用する。

(補助事業の実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えた結核予防事業補助金の事業実績報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施報告書及び経費所要額調

(2) 収支決算書(関係分のみ)

(3) 実施事業の具体的内容が確認できる書類

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の審査において必要な場合は、市長は実地調査を行うものとする。

(是正のための措置)

第11条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業について、これに適合させるための措置を取るべきことを当該補助事業者に対して指示することができる。

2 第9条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の交付請求)

第12条 第10条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助事業者に当該請求額を交付するものとする。

(関係書類の整備)

第14条 補助事業者は、補助事業の施行及び経費の収支に関する帳簿その他の関係書類を整備し、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(決定の取消等)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

(4) この要綱の規定に違反したとき。

(5) 事業の実施内容が不適當と認めるとき。

(6) その他市長が補助金等を交付することが適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取り消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 前2項の規定は、第10条の規定による補助金の確定があった後においても適用する。

(検査等)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め若しくは補助事業の施行に関し必要な指示をし、又は帳簿その他の関係書類を検査することができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に交付を決定した補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に交付を決定した補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

別表（第2条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 交付額
<p>法第53条の2第1項に規定する結核に係る定期の健康診断であって、第1号に掲げる者に対し、第2号に掲げる方法で行う健康診断</p> <p>(1) 学校の学生等であって当該年度に入学した者又は施設の入所者であって65歳以上若しくは当該年度中に65歳になるもの</p> <p>(2) 間接撮影又は直接撮影</p>	<p>学校又は施設の設置者（国、県または市の設置する学校又は施設を除く。）</p>	<p>次の各号に掲げる額のうち、最も少ない額に3分の2を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。）</p> <p>(1) 毎年度、別に定める交付基準単価に、第1欄の健康診断を実際に受診した人数を乗じて得た額</p> <p>(2) 補助事業に直接必要な対象経費の実支出額</p> <p>(3) 補助事業に要する総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額</p>
<p>備考</p> <p>1 「学校」とは、大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が1年未満のものを除く。）をいう。</p> <p>2 「施設」とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設をいう。</p> <p>3 「学生等」とは、学校の学生又は生徒をいう。</p> <p>4 「入所者」とは、施設に入所している者をいう。</p> <p>5 「間接撮影」とは、レンズカメラ、70mmミラーカメラ、100mmミラーカメラにより撮影するものをいう。</p>		